

静岡県米粉食品普及推進連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、静岡県米粉食品普及推進連絡会と称する。

(目的)

第2条 本会は、新たな米の需要拡大につながる「米粉食品」に関する会員相互の情報交換や地産地消に基づいた利用促進・啓発等に必要なる事業を行い、「米粉食品」の普及推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 1 会員相互の情報交換を行うための事業
- 2 米粉食品の普及・啓発を図るための事業
- 3 その他、必要と認める事業

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する個人及び法人をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に会長を1名を置き、会長は会務を総括する。

なお、会員数により世話人を置くことができる。

(事務局)

第6条 本会の事務局は関東農政局静岡農政事務所に置くこととする。